

特定給食施設の届出・報告書が 変わりました！

令和5年5月31日付けで、**栄養管理状況報告書の様式が一部改訂されました。**
また、令和2年4月1日付けで、特定給食施設関連の届出の様式も変更されています。
届出や報告書を提出される際には、最新の様式を使用してください。

▼最新の様式や手引きのダウンロードはこちらから 〈検索キーワード〉埼玉県 特定給食施設
埼玉県ホームページ「特定給食施設等が行う届出・報告について」
URL：<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0704/kyusyokushisetsu/index.html>

変更点①

開始届
再開届

変更届

休止届
廃止届

報告書

重要！

栄養管理状況報告書の様式が 改訂されました。

- 栄養量の算出に使用する
食品成分表に関する項目を追加
- 施設の種別ごとに回答する項目を見直し
(B【病院・診療所】、C【介護老人保健施設…】)
など

保健所の集計システムで報告書を読み込みますので、
必ず最新の様式を使用してお提出ください。

変更点②

開始届
再開届

変更届

休止届
廃止届

報告書

設置者の職印が不要になりました。

窓口、郵送のほか、電子メール、
電子申請システムでの提出も可能です。

※保健所のメールアドレスについては、
お手数ですが、
下記担当宛てにお問合わせください。



▼電子申請・届出サービスはこちらから 〈検索キーワード〉給食 届出
https://s-kantan.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_initDisplay.action

変更点③

開始届
再開届

変更届

休止届
廃止届

報告書

「管理栄養士・栄養士名簿」の届出が 不要になりました。

保健所へ氏名を届け出いただくのは、

- 施設管理者名
- 栄養部門の責任者のみです。

所属する管理栄養士・栄養士全員の氏名や
免許の名簿登録番号等を
届け出いただく必要はありません。

変更点④

開始届
再開届

変更届

休止届
廃止届

報告書

「変更年月日」が追加されました。

変更した項目が適用された年月日をご記入ください。

開始届に記載した内容から
変更が生じた際は、変更の日から
1か月以内に坂戸保健所へ届け出てください。

担 当 坂戸保健所 保健予防推進担当(栄養担当)
電 話 049-283-7815(平日8:30~17:15)